

三郷市自治基本条例 骨子原案及び条例原案の比較表

平成21年2月 三郷市

| (仮称)三郷市自治基本条例 骨子原案 | 三郷市自治基本条例 条例原案 |
|---------------------------------|---|
| 前文 | 前文 |
| 1. 目的 2. 用語の定義 3. 自治の基本理念 | 第1章 総則（第1条—第3条） |
| 4. 市民等の権利 5. 市民等の責務 | 第2章 市民等（第4条—第9条） 第1節 市民等の権利 第2節 市民等の責務 |
| 6. 議会の責務 | 第3章 議会（第10条—第12条） |
| 7. 市長その他の執行機関の責務 | 第4章 市長等（第13条—第15条） |
| 8. 行財政運営 | 第5章 市政運営（第16条—第29条） |
| 9. 参加と協働 | 第6章 参加と協働（第30条—第45条） 第1節 情報の共有 第2節 市政への参加 第3節 協働 |
| 10. コミュニティ | 第7章 コミュニティ（第46条—第48条） |
| 11. 市民投票 | 第8章 市民投票（第49条—第52条） |
| 12. 国、県、その他の地方自治体等との連携 | 第9章 国、埼玉県及び他の地方自治体等との連携（第53条—第55条） |
| 13. 条例の位置付け及び見直し等 | 第10章 条例の位置付け及び見直し等（第56条—第58条） |
| | 附 則 |

| | |
|---|--|
| <p>前文</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 三郷市の歩みと自然、歴史、文化や風土 2. 三郷市のめざすまちの姿 <ul style="list-style-type: none"> ・ 花とみどりを愛する美しいまち。平和でお互いの人権を尊重するまち。教養、文化の向上を図り、健康で明るいまち。 3. めざす自治の姿 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治とは、市民、議会、行政がみんなで力を合わせて行っていくもの。 ・ 市民自治の実現とそれを支える団体自治の充実を図る。 ・ 参加と協働、それを支える情報共有を推進すること。 4. 自治基本条例の制定の意義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 三郷市のめざす自治の実現のために、自治の理念を示し、その基本的なルールを示す最高規範として自治基本条例を制定する。 | <p>前文</p> <p>私たちには夢があります。市民一人ひとりの知恵をいかして、すべての人が幸せにいきいきと暮らせるまち、愛着と誇りと希望の持てるまちを実現することです。</p> <p>そのためには、市民の信託と参加に基づく市政、市民をはじめ、さまざまなまちづくり主体による協働が必要です。</p> <p>私たちは、ここに三郷市の自治のあり方を明らかにする市民共有の最高規範として、この条例を定めます。</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条例は、三郷市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民等の権利と責務、議会及び市長等の責務及び行政運営の基本的な事項を定めることにより、地方自治の確立を図り、よって、だれもが安心していきいきと暮らせる豊かな地域社会を実現することを目的とする。 | <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、三郷市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民等の権利及び責務、議会及び執行機関の責務並びに市政運営の基本的な事項を定めることにより、地方自治の確立を図り、もって豊かな地域社会を実現することを目的とする。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2. 用語の定義</p> <p>次のように用語の定義を定める。</p> <p>1) 市民： 三郷市内に住所を有する人。</p> <p>2) 市民等： 市民の他、市内において、働く、学ぶ、または活動する、人や法人その他の団体。</p> <p>3) 市： 議会、市長その他の執行機関で構成される三郷市の行政組織の全体。</p> <p>4) 市政への参加： 決定権のある実施機関が意思決定に活かすため、市民等に対して明らかにした意思決定の内容や過程について、市民等が多様な意見や情報を実施機関に対して提出すること。</p> <p>5) 協働： 公益的な活動を行う個人・団体及び市が、対等な関係を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力すること。</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する個人をいう。</p> <p>(2) 市民等 市民及び市内において働き、学び、若しくは活動する個人又は団体をいう。</p> <p>(3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいう。</p> <p>(4) 市政への参加 市民等が、政策の立案、実施又は評価の過程（以下「政策過程」という。）において、多様な意見又は情報を執行機関に提出することをいう。</p> <p>(5) 協働 市民等及び執行機関が、それぞれの役割と責任の下、互いに尊重し、対等な立場で補完又は協力して公益的な活動を行うことをいう。</p> <p>(6) まちづくり 地域社会の維持及び向上に役立つ活動をいう。</p> |
| <p>3. 自治の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> 三郷市の自治にあたっては、次に挙げることを基本理念とする。 市民等及び市は、一人ひとりの人権が尊重され、だれもが安心していきいきと暮らせる豊かな地域社会を築くことをめざして、互いに協力してまちづくりを行う。 そのため、市民は、主権者として自治の一部を市に信託する。 市は、市民の信託に応え、公正かつ適切に行政運営を行う。 これら自治の推進にあたっては、市民等及び市は、相互に情報を共有するとともに、市民等の自主的なまちづくりへの参加と、多様な主体による協働によりその実現を図る。 | <p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 三郷市の自治の基本理念は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市民等、議会及び執行機関は、互いに協力して、一人ひとりの人権が尊重され、だれもが安心していきいきと暮らせる豊かな地域社会を築くことをめざす。</p> <p>(2) 市民は、主権者として自治の一部を議会及び市長に信託する。</p> <p>(3) 議会は、市政の意思決定機関として市民の信託に応える。</p> <p>(4) 執行機関は、市民の信託に応え、公正かつ適切に市政運営を行う。</p> <p>(5) 市民等及び執行機関は、自治の推進に必要な情報を相互に共有するとともに、市民等の参加と協働によるまちづくりを実現する。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>4. 市民等の権利</p> <p>(情報を知る権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 何人も、市政に関する情報を知る権利を有する。 <p>(市政に参加する権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、政策の各形成過程において、市政に参加することができる。 ・ 市民等（市民を除く）は、前項に掲げる者に準じ、市政に参加することができる。 <p>(まちづくり活動の自由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等は、自由にまちづくり活動を行うことができる。 | <p>第2章 市民等</p> <p>第1節 市民等の権利</p> <p>(行政サービスを受ける権利)</p> <p>第4条 市民等は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、行政サービスを受けることができる。</p> <p>(情報を知る権利)</p> <p>第5条 市民等は、市政に関する情報を知ることができる。</p> <p>(市政へ参加する権利)</p> <p>第6条 市民は、政策過程において、市政へ参加することができる。</p> <p>2 市民等（市民を除く。）は、市民に準じ、市政へ参加することができる。</p> <p>(まちづくりの自由)</p> <p>第7条 市民等は、自由にまちづくりを行うことができる。</p> |
| <p>5. 市民等の責務</p> <p>(市民等の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等は、自らがまちづくりの主体であることを認識するとともに、市政への参加、協働及びまちづくりにあたっては、互いの意見と行動を尊重しなければならない。 ・ 市民等は、条例又は法令の定めるところにより、市政に要する費用を租税等により分任する義務を負う。 ・ 選挙権または投票権を有する市民は、その行使の機会を活かすように努めるものとする。 <p>(事業者の社会的責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、自由に自立した活動を営むとともに、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責務を認識し、その責務を果たすよう努める。 | <p>第2節 市民等の責務</p> <p>(市民等の責務)</p> <p>第8条 選挙権又は市民投票権を有する市民は、当該権利を活かすよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料又は手数料等により負担する。</p> <p>3 市民等は、自らがまちづくりの主体であることを認識するとともに、市政への参加、協働及びまちづくりにあたっては、互いの意見及び行動を尊重する。</p> <p>(法人等の社会的責務)</p> <p>第9条 市内で活動する法人その他の団体は、自由に自立した活動を営むとともに、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責務を認識し、その責務を果たすよう努めるものとする。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>6. 議会の責務</p> <p>(議会の役割と権限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、選挙により選ばれた市議会議員によって構成される市の意思決定機関として市民の信託に応える。 ・ 議会は、行政運営の監視及び政策立案の機能を有し、市民の視点に立った権限の行使に努める。 <p>(議会の運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、市民の意見を十分反映し、市民にわかりやすく、市民から信頼される開かれた議会の実現に努める。 <p>(市議会議員の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会議員は、市民から選ばれた代表者としての責任を自覚し、自己研鑽に努めるとともに、多様な市民の意見の把握に努め、常に市民全体の利益を行動の指針として、その職務を誠実に行うものとする。 | <p>第3章 議会</p> <p>(議会の役割及び権限)</p> <p>第10条 議会は、市民から選ばれた議員で構成される市政の意思決定機関として市民の信託に応えるものとする。</p> <p>2 議会は、市政運営の監視及び政策立案の機能を有し、市民の視点に立った権限の行使に努めるものとする。</p> <p>(議会の運営)</p> <p>第11条 議会は、市民等の意見を十分反映し、市民等にわかりやすく、市民等から信頼される開かれた議会の実現に努めるものとする。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、自らの責任を自覚し、自己研鑽、多様な市民等の意見の把握及び議会活動に関する情報の提供に努め、常に市民等の福祉の向上を行動の指針として、その職務を誠実に行うものとする。</p> |
|---|--|

7. 市長その他の執行機関の責務

(市長の責務)

- ・ 市長は、市民からの選挙により選ばれて市民を代表する公職について、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。
- ・ 市長は、市政の運営にあたっては、自らの考えを市民に明らかにするとともに、市民の意見を十分に把握しなければならない。
- ・ 市長は、市職員に対して、本条例の遵守を求めるとともに、市職員が地方自治の実現のための政策形成を行えるよう、適切に環境を整備しなければならない。
- ・ 市長その他の任命権者は、市職員を育成する役割を認識し、そのために必要な能力の向上に努める。

(市長以外の執行機関の責務)

- ・ 市長以外の執行機関は、市長と同様の責務を負い、互いに協力して本条例を遵守して市政を運営しなければならない。

(市職員の責務)

- ・ 市職員は、市民等の視点に立って、全体の奉仕者として公正に誠実に職務を遂行するとともに、まちづくりにおける市民相互の連携が図られるよう努める。
- ・ 市職員は、常に職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組むものとする。

第4章 市長等

(市長の責務)

- 第13条 市長は、市民の信託を受けて市民を代表する公職について、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。
- 2 市長は、市政の運営にあたっては、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、多様な市民等の意見を十分に把握するものとする。
- 3 市長は、市職員に対して、この条例の遵守を求めるとともに、市職員が自治の実現のための政策形成を行えるよう、適切に環境を整備するものとする。
- 4 市長は、市職員を育成する役割を認識し、そのために必要な能力の向上に努めるものとする。

(市長を除く執行機関の責務)

- 第14条 市長を除く執行機関は、設置の目的に応じた責務を負い、この条例を遵守し、互いに協力して市政を運営するものとする。

(市職員の責務)

- 第15条 市職員は、市民等の視点に立って、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、まちづくりにおける市民等の連携が図られるよう努めるものとする。
- 2 市職員は、常に職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組むものとする。

8. 行財政運営

(行財政運営の基本方針)

- 市は、市民等の福祉向上のため、ニーズを的確に捉え、市民等の視点に立ち、合意形成を図りながら公正かつ効率的な行財政運営を行わなければならない。
- 市長その他の執行機関は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、かつ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行財政運営を行うよう努める。

(総合計画)

- 市は、地方自治法で定めるところにより、議会の議決を経て、行政運営の指針となる基本構想を定め、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を行うものとする。
- 市は、総合計画の策定にあたっては、行政評価の結果を反映させるものとする。

(行政改革)

- 市は、行政改革に関する計画を策定し、常に行政運営のあり方を見直し、質の向上を図るものとする。

(行政評価)

- 市長その他の執行機関は、ニーズに対応した行政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を実施し、また、それに関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。
- 市長その他の執行機関は、行政評価にあたっては、市民等の参加による方法を用いるよう努めるものとする。
- 市は、行政評価の方法について、常にもっともふさわしい方法で行えるよう検討し、その改善に努める。

第5章 市政運営

(市政運営の基本方針)

第16条 執行機関は、市民等の福祉向上のため、市民等の視点に立ち、合意形成を図りながら公正かつ効率的な市政運営を行うものとする。

2 執行機関は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、総合的かつ計画的な市政運営を行うものとする。

(総合計画)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定めるところにより、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、基本計画及び実施計画を含め構成される総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、行政評価の結果を反映させるものとする。

(行政改革)

第18条 執行機関は、行政改革に関する計画を策定し、常に市政運営の質の向上を図るものとする。

(行政評価)

第19条 執行機関は、総合計画に基づく政策の成果を明らかにし、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、当該行政評価に関する情報を市民等及び議会に分かりやすく公表するものとする。

2 執行機関は、行政評価にあたっては、市民等の参加ができるよう努めるものとする。

3 執行機関は、行政評価の方法について、常に最もふさわしい手法で行えるよう検討し、その改善に努めるものとする。

| | |
|---|--|
| <p>(政策法務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長その他の執行機関は、政策法務能力の向上に努め、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。 <p>(行政手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長その他の執行機関は、市民の権利利益の保護を図るため、「三郷市行政手続条例」に定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図らなければならない。 <p>(説明責任)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長その他の執行機関は、政策の計画、実施、評価の各段階において、その内容、効果、必要性及び妥当性等について市民等に分かりやすく説明しなければならない。 <p>(応答責任)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長その他の執行機関は、市政に関する市民からの意見、提案、要望等について、公正かつ適切に対応し、行政運営の透明性の向上の確保を図るとともに、それらを十分に分析し、市政に活用するものとする。 | <p>(政策法務)</p> <p>第20条 執行機関は、政策法務能力の向上に努め、法令等の解釈及び運用を適正に行うとともに、必要な条例、規則等の立案、制定及び改廃を適切に行うものとする。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第21条 執行機関は、市民等の権利及び利益の保護を図るため、三郷市行政手続条例(平成10年条例第1号)に定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るものとする。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第22条 執行機関は、政策過程において、政策の内容、効果、必要性、妥当性等について、市民等及び議会に分かりやすく説明するものとする。</p> <p>(応答責任)</p> <p>第23条 執行機関は、市民等からの市政に関する意見、提案、要望等を十分に分析し、公正かつ適切に対応し、市政運営の透明性の向上を図り、市政に活用するものとする。</p> |
|---|--|

(法令遵守及び公益通報)

- ・ 市長その他の執行機関は、市職員の職務にかかる法令等の遵守及び倫理を図り、公正な職務の遂行を確保しなければならない。
- ・ 市職員は、行政運営に違法又は不当な事実があった場合には、これを放置し、又は隠してはならず、事態の是正に努めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正なものにするように努めなければならない。
- ・ 市職員の公益通報に関する事項は「三郷市職員等の公益通報の取扱いに関する規程」に定めるところによる。

(組織・人事)

- ・ 市長は、社会情勢の変化等に柔軟に対応し、又は、複数の分野をまたがる課題に対応するため、効率的かつ効果的な内部組織の編成に常に努める。
- ・ 市長は、その内部組織が政策形成にあたり創造性を発揮できるよう、市職員の適切な採用及び職員研修体制の充実、評価重視の人事等、その能力の向上に取り組むものとする。

(危機管理)

- ・ 市は、災害などの不測の事態から、市民等の身体、生命及び財産の安全を守るため、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備するものとする。
- ・ 市民等は、災害などの発生時において、自らを守る努力をするとともに、市民等及び市と相互に協力して災害などに対応するため、日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くものとする。

(法令遵守及び公益通報)

第24条 執行機関は、市職員の職務に係る法令等の遵守及び倫理の徹底を図り、公正な職務の遂行を確保するものとする。

2 市職員は、市政運営に違法又は不当な事実があった場合には、これを放置し、又は隠してはならず、事態を是正し、常に適法かつ公正な市政運営に努めるものとする。

3 市職員の公益通報に関する事項は、三郷市職員等の公益通報の取扱いに関する規程（平成19年訓令第7号）に定めるところによる。

(組織及び人事)

第25条 市長は、社会情勢の変化又は複数の分野にまたがる課題に柔軟に対応するため、効率的かつ効果的な内部組織の編成に常に努めるものとする。

2 市長は、政策形成にあたり創造性を発揮できるよう、優秀な人材の確保、職員研修の充実、評価重視の人事等に取り組むものとする。

(危機管理)

第26条 執行機関は、地震、火災又は水害（以下「災害等」という。）の不測の事態から、市民等の身体、生命及び財産を守るため、災害弱者に対する配慮を含めた緊急時の対応計画を策定するとともに、これを担う体制を整備するものとする。

2 執行機関は、災害等の復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備するものとする。

| | |
|--|---|
| <p>(財政運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、必要な財源を確保するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる財政運営に努めるため、効率的かつ重点的な行政運営を行うとともに、健全な財政運営及び合理的な予算執行に努める。 市は、予算の編成及び執行にあたっては、総合計画及びその評価結果を踏まえて行うものとする。 市は、市の財政状況、予算の内容及びその編成過程、執行、決算等について、市民等に分かりやすい情報提供に努める。 <p>(財産管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な活用に努める。 | <p>(財政運営)</p> <p>第27条 市長は、必要な財源を確保するとともに、最少の経費で最大の効果をあげるため、計画的な市政運営を行うとともに、健全な財政運営及び合理的な予算執行に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、予算の編成及び執行にあたっては、総合計画及び当該総合計画の評価結果を踏まえて行うものとする。</p> <p>3 市長は、財政状況、予算の内容及び編成過程、予算執行、決算について、市民等及び議会への分かりやすい情報提供に努めるものとする。</p> <p>(財産管理)</p> <p>第28条 市長は、市有財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な活用に努めるものとする。</p> <p>(監査)</p> <p>第29条 市長は、監査の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> |
|--|---|

9. 参加と協働

(1) 情報の共有

(情報の共有)

- 市は、参加及び協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報は市民等と市との共有財産であることを認識し、適切な情報提供及び情報公開を推進するものとする。
- 市民等及び市は、自らのまちづくりに関する情報を互いに共有するように努める。

(市政に関する情報の提供)

- 市は、広報、広聴の充実を図り、市民等の知りたい情報の把握と積極的かつ効果的な提供に努める。
- 市は、情報の提供の総合的な推進を図り、複数の媒体を積極的に活用し、市政情報を適切に、分かりやすく、かつ、入手しやすい複数の方法で市民等に提供しなければならない。

(請求に基づく情報公開)

- 市は、「三郷市情報公開条例」で定めるところにより、市の保有する情報について開示請求を受けたときは、適切かつ迅速に公開しなければならない。

(個人情報保護)

- 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適切な運営に資するため、「三郷市個人情報保護条例」で定めるところにより、市が保有する個人情報を適切に取り扱うものとする。

第6章 参加と協働

第1節 情報の共有

(情報の共有)

第30条 議会及び執行機関は、参加と協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報は市民等との共有財産であることを認識し、適切な情報提供及び情報公開を推進するものとする。

2 市民等、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めるものとする。

(市政に関する情報提供)

第31条 議会及び執行機関は、広聴及び広報の充実を図ることにより、市民等の必要とする情報を把握するとともに、当該情報の積極的かつ効果的な提供に努めるものとする。

2 議会及び執行機関は、情報提供にあたっては、複数の媒体を積極的に活用し、市政情報を適切で、分かりやすく、かつ、入手しやすい複数の方法で市民等に提供するものとする。

(請求に基づく情報公開)

第32条 議会及び執行機関は、三郷市情報公開条例（平成11年条例第15号）で定めるところにより、保有する情報について公開請求を受けたときは、正当な理由がない限り、適切かつ迅速に公開するものとする。

(個人情報保護)

第33条 議会及び執行機関は、個人の権利及び利益の保護並びに市政の適切な運営に資するため、三郷市個人情報保護条例（平成15年条例第2号）で定めるところにより、保有する個人情報を適切に取り扱うものとする。

| | |
|---|--|
| <p>(2) 市政への参加 (市政への参加の保障)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、政策の立案、実施、評価の各段階において、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、市民等に対して市政への参加の機会を積極的に保障するとともに、そのための制度の充実に努める。 市政への参加は、市による意思決定の質的向上を目的とするものであり、行政活動を行うにあたり、市が負うべき責任と義務を軽減するものと解してはならない。 <p>(参加の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長その他の執行機関は、次に掲げる事項を行う場合は、参加の機会を保障するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市の基本構想、基本計画または個別分野における施策の基本的事項を定める計画の策定、変更 (2) 市民に義務を課し、または市民の権利を制限する内容の条例の制定、改廃にかかる内容案の策定 (3) 市民に大きな影響を及ぼす施策または制度の導入、改廃 (4) 市民の利用に供される重要な施設の設置、廃止 (5) その他、(1)～(4)に準ずる事項であって別に定めるもの ただし、以下のものは対象外とすることができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 内容の軽微なもの (2) 緊急を要するもの (3) 法令によって定められるもの (4) 租税に関するもの | <p>第2節 市政への参加 (市政へ参加する権利の保障)</p> <p>第34条 執行機関は、政策過程において、市政運営の効率性の確保に配慮しつつ、市民等の市政へ参加する権利を保障するとともに、そのための制度の充実に努めるものとする。</p> <p>2 市政への参加は、政策過程の質の向上を目的とするものであり、市政運営を行うにあたり、執行機関が負うべき責任及び義務を軽減するものと解してはならない。</p> <p>(市政への参加の対象)</p> <p>第35条 執行機関は、次の各号に掲げる政策を定める場合は、市政への参加の機会を保障する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本構想、基本計画又は個別分野における政策の基本的事項を定める計画 (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例 (3) 市民生活に大きな影響を及ぼす政策又は制度 <p>2 前項各号に掲げるもののうち、次の各号に掲げるものは対象外とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内容の軽微なもの (2) 緊急を要するもの (3) 法令によって定められるもの (4) 税及び納付すべき金銭に関するもの |
|---|--|

(参加の方法)

- ・ 市長その他の執行機関は、審議会の委員への就任、公聴会・説明会・懇話会・懇談会・ワークショップ等への出席、パブリック・コメント手続、提案書の提出、その他目的に応じた適切な方法で市政への参加の機会を提供しなければならない。
- ・ また、多様な参加の手法を積極的に検討し、継続してこれを改善するものとする。
- ・ 市民等及び市は、市政への参加にあたり、互いの意見を十分に尊重しながら、合意形成に努める。

(会議の公開)

- ・ 市長その他の執行機関は、法令などで定めのあるものを除き、市政への参加手続による会議等及びその会議録を公開しなければならない。
- ・ ただし、その会議に諮り、一部または全部を非公開とすることができる。

(参加における配慮)

- ・ 市長その他の執行機関は、市政への参加の場において、高齢者、障害者、20歳未満の子ども及び就労をしている市民等を含め、誰もが市政に参加できるよう、会議の開催方法などに配慮、工夫をしなければならない。
- ・ 市長その他の執行機関は、特に子ども等の生活に密接に関係した政策の立案、実施、評価については、関係する20歳未満の子ども等の参加を促し、その参加方法については、それぞれの年代の特徴に応じて率直な意見が聞き出せるように、十分な配慮、工夫に努める。

(市政への参加の方法)

第36条 執行機関は、市民等の市政への参加の機会を保障するため、公聴会、説明会、懇話会、懇談会、ワークショップ等（以下、「会議等」という。）への出席、市長の諮問による審議会の公募委員への就任、パブリック・コメント手続、提案書の提出その他目的に応じた適切な方法を用いるものとする。

2 執行機関は、前項に規定するほか、多様な市政への参加の方法を積極的に検討し、継続して改善に努めるものとする。

3 市民等及び執行機関は、市民等の市政への参加にあたり、互いの意見を十分に尊重しながら、合意形成に努めるものとする。

(会議の公開)

第37条 執行機関は、法令等で定めのあるものを除き、市政への参加手続による会議等及びその会議録を公開しなければならない。ただし、当該会議に諮り、全部又は一部を非公開とすることができる。この場合において、執行機関は、非公開とする理由を公表するものとする。

(市政への参加における配慮)

第38条 執行機関は、市民等が市政へ参加できるよう、会議の時間、場所その他開催方法等に配慮するものとする。

(意思決定過程の透明化)

- ・ 市長その他の執行機関は、多様な市民等の市政への参加を促進するため、市政への参加の場において、その政策の必要性、内容、効果及び妥当性について、積極的かつ効果的な情報提供を行い、意思決定過程の透明化を図らなければならない。

(意見の取扱い)

- ・ 市長その他の執行機関は、市民等から示された意見及び意見に対する市の考え方を適切な方法及び時期にて、公表しなければならない。
- ・ 市長その他の執行機関は、市民等の参加により示された意見を踏まえ、市民等の総意または合意点を見極め、市政に対して適切に反映させるように努める。

(パブリック・コメント手続)

- ・ 市長その他の執行機関は、「三郷市市民パブリック・コメント手続条例」に定めるところにより、市政の重要な政策等の決定にあたり、事前にその案を公表し、市民等が意見を述べる機会を設け、その意見に対する市の考え方を公表するパブリック・コメント（市民意見提出制度）手続を実施しなければならない。

(学習機会の創出)

- ・ 市長その他の執行機関は、市民等が責任をもって市政へ参加し、十分な効果を挙げられるよう、市民等自らが市政や地域社会の課題について学習するための多様な機会及び情報の提供等の支援に努める。

(政策過程の透明化)

第39条 執行機関は、市民等の市政への参加を促進するため、市政への参加の場において、政策の内容、効果、必要性及び妥当性等について、積極的かつ効果的な情報提供を行い、政策過程の透明化を図るものとする。

(意見の取扱)

第40条 執行機関は、市民等から示された意見及び意見に対する考え方を適切な時期及び方法で公表するものとする。

2 執行機関は、市民等から示された意見を踏まえ、合意点を見極め、市政へ適切に反映させるよう努めるものとする。

(パブリック・コメント手続)

第41条 執行機関は、三郷市市民パブリック・コメント手続条例（平成19年条例第31号）に定めるところにより、市政の重要な政策の決定にあたり、事前にその案を公表し、市民等が意見を述べる機会を設け、当該意見に対する考え方を公表するものとする。

(学習の支援)

第42条 執行機関は、市民等が市政へ参加し、十分な効果をあげられるよう、市民等が市政や地域社会の課題について学習するための支援に努めるものとする。

| | |
|--|--|
| <p>(3) 協働 (協働の基本原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等及び市は、地域課題の解決に向けて協働することができる。 協働にあたっては、互いに対等の立場で十分な協議を行い、協働の意義、目的及び役割分担について合意を図るものとする。 <p>(協働推進の基盤整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、多様な主体が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するとともに、協働を推進するための総合的な施策を整備しなければならない。 市は、活動の機会や場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他により、市民等による協働やまちづくり活動を支援するものとする。 <p>(協働の提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、市民等からの提案によって様々な協働の試みが展開されるよう、市民等からの提案への相談・対応体制の充実などの施策を整備するものとする。 | <p>第3節 協働 (協働の基本原則)</p> <p>第43条 市民等及び執行機関は、地域課題の解決に向けて協働することができる。</p> <p>2 協働にあたっては、互いに対等の立場で十分な協議を行い、協働の意義、目的及び役割分担について合意を図るものとする。</p> <p>(協働推進の基盤整備)</p> <p>第44条 執行機関は、市民等が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するため、協働を推進する総合的な政策を行うものとする。</p> <p>2 執行機関は、活動の機会、場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供等により、市民等による協働及びまちづくりを支援するものとする。</p> <p>(協働の提案)</p> <p>第45条 執行機関は、市民等からの提案によって様々な協働の試みが展開されるよう、市民等からの提案への相談体制の充実等の政策を行うものとする。</p> |
|--|--|

10. コミュニティ

(コミュニティの尊重)

- 市民は、市内のそれぞれの地域において暮らしやすい地域社会を築くために、その地域を基盤とする、または目的を共有する組織または集団（以下、「コミュニティ」という）を形成することができる。
- 市民等及び市は、地域の共通課題について共に考え、その解決にあたるための自主的かつ自立したコミュニティの役割を認識し、この活動を守り育てるよう努める。

(コミュニティの連携)

- 市内のそれぞれのコミュニティは、地域の様々な課題や互いの活動が深く関連していることを認識し、互いに連携を図るよう努める。

(コミュニティ活動の支援)

- 市は、コミュニティによる活動を支援するため、その活動の拠点となる施設整備、情報提供、人材育成、コミュニティ相互の連携促進などの必要な施策を推進するものとする。
- この場合、市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重した施策を推進するものとする。

第7章 コミュニティ

(コミュニティの尊重)

第46条 市民等は、暮らしやすい地域社会を築くために、地域の基盤となる町会、自治会その他の地縁的な団体及び目的を共有する組織又は集団（以下「コミュニティ」という。）を形成することができる。

2 市民等及び執行機関は、地域の共通課題について共に考え、当該課題の解決にあたるための自主的かつ自立したコミュニティの役割を認識し、コミュニティの活動を守り育てるよう努めるものとする。

(コミュニティの連携)

第47条 各コミュニティは、地域の様々な課題及び互いの活動が深く関連していることを認識し、連携を図るよう努めるものとする。

(コミュニティによる活動の支援)

第48条 執行機関は、コミュニティによる活動を支援するため、活動の拠点となる施設整備、情報提供、人材育成及びコミュニティ相互の連携促進等必要な政策を推進する。この場合において、執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

| | |
|---|--|
| <p>11. 市民投票 (市民投票制度の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、市民、議会又は市長の発議に基づき、市政に関わる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民投票を実施することができる。 <p>(市民投票に関する情報の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、市民投票の実施にあたって、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう、あらかじめ十分な情報提供をしなければならない。 <p>(結果の尊重)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、市民投票の結果を尊重しなければならない。 <p>(委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民投票の実施について必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 | <p>第8章 市民投票 (市民投票制度の設置)</p> <p>第49条 市長は、市民又は執行機関の発議に基づき、市政に関わる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民投票を実施することができる。</p> <p>(市民投票に関する情報提供)</p> <p>第50条 市長は、市民投票の実施にあたって、市民が適切な判断ができるよう、あらかじめ十分な情報提供を行うものとする。</p> <p>(結果の尊重)</p> <p>第51条 議会及び執行機関は、市民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第52条 市民投票の実施に関し、必要な事項は、別に条例で定める。</p> |
| <p>12. 国、県、その他の地方自治体等との連携 (国、県との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、国や県、その他の地方自治体に対して、対等な立場に立ち、市民等にもっとも身近な政府として、制度、政策等の改善、整備等について必要な取組みを行う。 <p>(その他の地方自治体との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、その他の地方自治体と相互に交流し、連携を図り、協力するように努める。 <p>(国際的な関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、環境問題その他国際的な課題が地域社会における課題と深く関わっていることを認識し、国際的な連携協力を促進し、国際社会の一員としてその解決に取り組むよう努める。 | <p>第9章 国、埼玉県及び他の地方自治体等との連携 (国及び埼玉県との関係)</p> <p>第53条 基礎自治体としての三郷市（以下「市」という。）は、市民等にもっとも身近な政府として、国及び埼玉県に対して対等な立場に立ち、協力及び役割分担を行うものとする。</p> <p>(他の地方自治体との関係)</p> <p>第54条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、他の地方自治体と相互に交流し、連携を図り、協力するよう努めるものとする。</p> <p>(国際的な関係)</p> <p>第55条 市は、環境問題等の国際的な課題が地域社会における課題と深く関わっていることを認識し、国際的な連携協力を促進し、国際社会の一員として当該課題の解決のため必要な取組みを行うものとする。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>13. 条例の位置付け及び見直し等 (条例の位置付け)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個別の条例、規則、計画等の立法・解釈において、本条例の趣旨を最大限尊重する。 • 市議会議員、市長その他の執行機関並びに市職員は本条例を尊重し遵守する。 • 既存の条例、規則は本条例との整合を図るため適宜見直しを行うものとする。 <p>(条例の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 社会、経済等の環境の変化等に照らして、一定期間ごとに本条例の内容を検証し、見直しを行う。 • 本条例の見直しにあたっては、市民等の参加の機会を保障する。 <p>(条例の理念の普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市は、市民等が本条例の内容を深く理解し、積極的にその権利を行使できるよう、本条例の普及、啓発に関する施策を継続して講じるものとする。 | <p>第10章 条例の位置付け及び見直し等 (条例の位置付け)</p> <p>第56条 個別の条例、規則、計画等の立法、立案及び解釈においては、この条例の趣旨を最大限尊重するものとする。</p> <p>2 市民等、議会、執行機関並びに市職員は、この条例を尊重し遵守するものとする。</p> <p>3 この条例の施行前に施行された条例、規則等は、この条例との整合を図るため適宜見直しを行うものとする。</p> <p>(条例の検証及び見直し)</p> <p>第57条 市長は、この条例の施行状況を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>(条例の理念の普及)</p> <p>第58条 市長は、市民等がこの条例の内容を深く理解し、積極的に市民等の権利を行使できるよう、普及及び啓発を継続して行うものとする。</p> |
| | <p>附 則</p> <p>この条例は、平成21年 月 日から施行する。</p> |